

令和4年(ワ)第2123号 時代祭資金支出違憲訴訟

原告 伊藤 要

被告 植柳自治連合会

準備書面 (1)

2022(令和4)年12月1日

京都地方裁判所第7民事部合議にD係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 中 島 晃

弁護士 諸 富 健

被告の令和4年10月18日付答弁書に対し、原告は以下のとおり反論する。

1、時代祭は宗教行事である

- (1) 被告は、時代祭が宗教行事であることは否認すると主張し、その根拠として、①時代祭は京都三大祭りの一つであり、知事や市長をはじめ多くの市民が行列に参加するお祭りであること、②京都市がその保存継承のため行列執行等への寄付を募集していること、③小学校6年生を対象に、特別観覧席を設けて時代祭を見学させていること、④京都市は時代祭への京都市民の参加を勧奨していること等をあげている。

しかし、被告のいう上述のような事情は、時代祭が宗教行事であることを否定する根拠とは到底なりえないものである。

(2) いうまでもないことであるが、平安神宮は、桓武天皇と孝明天皇を祭神とし、神社本庁を包括団体とする宗教法人である（甲16）。

また、平安神宮のホームページによると、時代祭は、毎年10月22日に行われる「平安神宮の大祭」であり、平安神宮の創建と平安遷都1100年記念祭を奉祝する行事として、明治28年に始まったものであるが、この祭りの真の意義が、「神幸列にお供する祭列である」こと、すなわち平安神宮の祭神である桓武天皇と孝明天皇の神霊が京都市中を巡行するという神幸列にお供する行列であるとされている（甲5）。

以上から、時代祭は、宗教法人である平安神宮の祭礼であって、それが宗教行事であることは明白である。

(3) 被告があげる上述した事情のうち、知事や市長などが行列に参加しているからといって、それが政教分離の観点から問題になりうるとしても、時代祭が宗教行事であることを否定する根拠とはなりえず、また京都市が時代祭の保存継承のために寄付を募っていることも、それが寄付という有志による任意の募金にとどまっている限りでは、個々の市民の信教の自由を侵すものではない。

小学生や市民が時代祭を見学・観覧する行為は、時代祭の行列に直接参加することとは全く性格が異なるものであるが、もとより上述した見学・観覧の事実があるからといって、時代祭が宗教行事であることを否定する理由たりえないことはいうまでもない。

したがって、被告のいう上述した根拠は、本件で原告が問題としている被告がその資金を時代祭の行列を執り行うために支出することが、原告ら学区居住者の信教の自由を侵害することを正当化する理由には、およそなりえないものといわなければならない。

(4) なお付言すれば、ウィキペディアが指摘しているところであるが、時代祭の行列編成は、「明治時代から太平洋戦争終結時まで有力だった南朝を正統とする皇国史観の影響で、南北朝時代の列は「吉野時代」と称され」、「かつ南朝正閏論によって、戦前期には後醍醐天皇に叛き室町幕府を開いた足利尊氏が国賊とみなされていた歴史的経緯などもあり、室町時代の列は長らく行列から除外されていた。しかし、桓武天皇1200年記念大祭を機に、2007（平成19）年より室町時代列が新たに加えられた。」とされている（甲17）。しかし、室町時代の行列は、他の時代行列とは異なり、「伊勢氏、足利将軍、細川氏・・・」と氏のみ（足利将軍については氏と官職）が表示されるという、いささか特異なものとなっている。

上述のように、戦前の皇国史観の影響を受けていることが明らかであり、こうした特定の歴史観にもとづく時代祭の行列がはたして、京都市が京都市民に参加を勧奨する祭りとしてふさわしいものといえるかどうかについては、多分に疑問のあるところである。

2、差止めの利益がないとの被告の主張について

(1) 被告は、令和4年度被告予算書（甲13の2・5枚目）の支出の部・事業の部に計上されている「神社祭礼費」は、そのうち平安講社（時代祭）に132,000円を納めるという内容の予算であるところ、今年度分については、本年7月30日に支出済みであると主張する。しかし、被告の主張するように平安講社に時代祭のために、132,000円を支出したというのであれば、上記支出は、原被告間の別件の仮処分事件で、令和4年9月21日に成立した和解における和解条項第2項「債務者は、債権者の申出を真摯に受け止め、令和4年の時代祭行列に関係する費用を自治連から支出しないこととした。」との合意内容（甲18）に明らかに抵触するものであり、原告としては到底容認する

ことのできないものである。

もつとも、上記祭礼費については、平安講社から還元される見込みであるとのことから、被告において、上記支出の返還を求めるなど必要な是正措置をとることが可能であり、そうすることが上記和解の趣旨に沿うものと考えられる。

そうでなければ、原告において、被告に対して、別途新たな訴えを提起するなどの法的措置を講ずる必要が生ずることになる。

以上から、被告において、適切な対応をとられることを強く望むものである。

(2) ア、被告は、事業費基金積立金について、時代祭行列は25年に一度、被告にも徳川城使上洛列当番が回ってくることから、参加者個人の自己負担額の軽減を図るために、「時代祭の費用の一部や予定外の経費に充てるために、平成6年から毎年10万円ずつ積立を行ってきた。これが事業費基金積立金である」という。

しかし、被告の上述した主張は、「事業費基金積立金」という名称に必ずしも合致せず、また時代祭の費用の一部に充てるために積立を行ってきたというが、それが何時、どこで決められたのかも判然としないことから、その根拠はきわめて不明確であるといわなければならない。

しかも、被告は平成6年から毎年10万円ずつ積立を行ってきたというが、令和4年度の被告の予算書では、事業費基金積立金残高は、3,200,000円となっており、金額のうえでも、明らかにつじつまのあわないものとなっている。

むしろ、被告の主張で重要なことは、被告に当番が回ってきた前回の平成5年には、時代祭行列に参加するにあたり、被告がその費用の一部にせよ支出した事実はないということである。

にもかかわらず、今回の時代祭行列の参加にあたり、その費用の一部を被告が支出することについては、被告を構成する学区居住者個々人（その中には、

西本願寺の僧侶や門徒が含まれている)の信教の自由の確保に対する考慮を完全に欠いているという点で、その妥当性がきびしく問われているといわなければならない。

イ、その一方で、被告は、時代祭行列の参加にあたって、「平成23年から、時代祭徳川城使上洛列当番参加に賛同する者から直接寄附をしてもらって時代祭準備に充てる積立金として協賛積立金(目標金額550~600万円)を積み立てることとした」としている。

このことは、被告もまた、時代祭行列に参加するための費用について、被告を構成する学区居住者個人から会費として徴収することが、信教の自由ないし思想信条の自由に照らして適切ではないと判断し、時代祭行列に賛同する者から任意の寄附を募り、これをもって時代祭行列に参加する費用に充てようと考えたことを示している。

そうすると、時代祭行列に参加する個人の負担を軽減するためには、上述した寄附を募る方法によることが可能であり、現に令和4年の時代祭にあたっては、その寄附によって行列の参加費用をまかなうことができたというのであるから、そもそも被告が時代祭行列に参加する費用を支出する必要は存在せず、この点からいっても、被告の主張が失当であることは明らかである。

ウ、ところで、被告の答弁書3頁に、突然「時代祭実行委員会は事業費基金積立金からの支出(繰入れ)はしないことを決定した(乙5)。」との主張が登場する。

ここで言われている「時代祭実行委員会」が、被告といかなる関係にあるか必ずしも判然としないが、少なくとも事業費基金積立金からの支出を決定するのは、被告であって、時代祭実行委員会ではないと考えられる。

また、寄附によって時代祭の準備に充てるために積み立てられた「協賛積立金」は、被告ではなく、時代祭実行委員会が保有し、管理しているものと思わ

れる。そうすると、被告と時代祭実行委員会とは、別の組織ではないかと考えられる。

そこで、被告において、被告と時代祭実行委員会とがどのような関係にあるかを明らかにされるよう釈明を求めるものである。

エ、なお、被告は時代祭行列参加は20年以上先のことであり、今のところ、事業費基金積立金支出の具体的な蓋然性はないとも主張する。

しかし、被告の主張によれば、事業費基金積立金は、時代祭の費用の一部に充てるために、毎年積み立てられているとされており、これとは別に被告の予算書には神社祭礼費が計上されており、そこから、例年一定の金額が支出されていることからいえば（甲13の2）、今後とも時代祭などの宗教行事に事業費基金積立金及び神社祭礼費が支出される蓋然性がなくなったとはいえないことは明らかである。

また、仮に被告のいうように、次回の時代祭行列参加が20年以上先のことであったとしても、20年後にまた本件と同様の法的紛争が繰り返されることは、訴訟経済上も決して好ましいことではなく、本件訴訟で法的な決着を図ることが必要であり、かつまた相当であると考えられる。

以上のとおりであるから、この点に関する被告の主張もまた失当である。

3、差止請求権はないとの被告の主張について

- (1) ア、被告は2020年国勢調査の結果をもとにして、植柳学区の世帯数が1679であり、これをもとにして被告に加入している会員数は739世帯であり、加入率は44.0%にすぎないと主張している。しかし、被告の作成した乙2号証によれば、植柳学区の世帯数は1265軒であって、これによれば、被告に加入している世帯の加入率は58.4%になる。そうすると、被告の上記主張は、加入率を過少に算出したとのそしりをまぬかれないのではないかと考

えられる。また、それだけではなく、国勢調査の結果をもとに加入率を計算することは、以下に述べるとおり、被告の組織の実情を無視するものであり、明らかに失当である。

植柳学区には36の町内があり、被告は自治連合会の名称からも明らかなように、それぞれの町内毎に組織されている町内会の連合組織である。

ところで、植柳学区内にはマンションなどの集合住宅がいくつか存在するが、マンションなどの集合住宅に居住する世帯を町内会の会員として扱うかどうかについては、各町内会毎の判断に委ねられており、実際には、ワンルームマンションなどの入居者は町内会には入会せず、当然のことながら、町内会費も支払っていないことから、町内会の会員にはなっていない。

例えば、夷之町の場合は、乙2号証によると、170軒と植柳学区の町内では最大の世帯数であるが、町内会に入会しているのは21であり、加入率は12.4%と最低である。これは夷之町では、ワンルームマンションなどの集合住宅の居住者が多数を占めていることによるものである。

このように、ワンルームマンションなどの集合住宅に居住する世帯は、町内会の会員になっておらず、被告の会則(甲1)第2条では、被告は各町内会(学区居住者)を以って構成すると規定しており、被告が各町内会を基礎とした連合組織であることからいえば、各町内会において会員となっていない学区居住者を加えた国勢調査の結果をもとにして加入率を算定することは、上述した実態と明らかに乖離するものであつて、およそ相当とはいえないといわなければならない。

イ、また、被告は、京都市内にある植柳学区という特定の地域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であり、地域内の住民相互の連絡、自主防災訓練、防犯などのパトロール、清掃、古紙・資源の回収など地域的な共同活動を現に行っていることから(甲13の2)、京都市長による認可を受けてはい

ないものの、地方自治法260条の2に規定する地縁による団体に該当することは明らかである。

しかも、京都市は、植柳学区に関係する行政施策を実施するにあたって、それに関する情報の伝達や必要な協議を行う場合には、被告をその相手方としてきており、被告が京都市の行政施策の実施にあたって、これに関与するなどの公共的な役割を果たしていることは明らかである。

このことを示す具体的な実例として、廃校となった元植柳小学校の跡地利用に関して被告がどのような役割を果たしてきたかについて、以下に少し立ち入って述べることとする。

ウ、京都市が定めた「元植柳小学校跡地活用に係る契約候補事業者選定のための募集要項」（甲19）によれば、元植柳小学校跡地に新たなまちづくりの拠点を作ることを目的として、契約候補事業者を選定し、当該事業者と京都市との間で基本協定を締結するものとされているが、その際、京都市と地域住民との間で事業者の具体的な提案をもとに意見を調整し、具体的な事業計画等を策定するため、事業者と京都市及び「地域住民」との三者による事前協議会を設置するものとされている（甲19、22頁）。

また、契約締結後、契約期間の終了までの間は、施設整備、運営方法等について常時協議するため、事業者と京都市及び地域住民との三者によって構成する三者協議会を設けるものとされている（甲19、23～24頁）。

そこで、上記募集要項にある「事前協議会」及び「三者協議会」に参加する地域住民は、いずれも被告を指すものとの取り扱いがなされており、このため被告が元植柳小学校跡地の活用に係る事業者の選定及び具体的な事業計画等の策定に関して、京都市及び事業者と協議を行うという重要な役割を果たすものとなっている（甲20の1）。

そのうえ、「元京都市立植柳小学校跡地活用計画」（甲20の2）によれば、

跡地には自治会活動スペース等が整備されることになっており、この自治会活動スペース等の管理・運営についても、被告が行うことが予定されているものと考えられる。

以上のように、元植柳小学校跡地の活用に関して、被告が事前協議及び三者協議の当事者として京都市や事業者と必要な協議を行い、かつ自治会活動スペース等の管理・運営を行うというきわめて重要な役割を果たしていることからいえば、被告は文字通り、植柳学区の地域活動における中核的な役割を果たしており、京都市との連絡調整と行うなどの公共的な役割を担っていることは明白である。

エ、しかも、元植柳小学校跡地の活用がどのように進められるかは、原告をはじめ植柳学区の居住者にとって、地域社会で共同生活を行ううえできわめて重要な利害関係を有する事項であることから、被告の構成員として被告の意思決定に参加することが必要不可欠であることはいうまでもない。

したがって、被告は、居住者にとって自治連に加入しなければ地域社会で生活できないという事情もないかのようにいうことは、被告の構成員である原告ら学区居住者の存在を無視する全くの暴論であり、ましてや、被告が公共団体としての性格を有せず、私人・任意団体にすぎないかのようにいうことは、およそ成り立ちえない議論といわなければならない。

もし、被告のそのような主張がまかり通るのであれば、京都市の定めた上述した甲19号証の募集要項や甲20号証の1の覚書そのものの法的な妥当性を失わしめることになろう。そうすると、被告は、いかなる立場で、甲19の募集要項にある事前協議会や三者協議会に参加したのか、また甲20号証の1の覚書にどうして調印したのかが問われることになる。

以上のとおりであるから、この点に関する被告の主張はあまりにもご都合主義であるとの批判をまぬかれないと考えられるが、どうであろうか。

(2) ア、次に被告は、「そもそも社員が社団の理事の行為の差止めを請求することは個別実定法規に認められてはじめて行使し得るものであって、一般社団法人法でもこのような請求権は認められていない」などと述べて、原告の差止請求権は認められないと主張する。

しかし、平安神宮の大祭である時代祭という特定の宗教行事のために被告の資金を提供することは、憲法に定められている信教の自由（憲法20条）という、被告を構成する原告を含む個々人の基本的人権を根本から侵害するものであって、明確に憲法20条に違反することは、訴状第2の請求原因第4項において述べているとおりである。

周知のとおり、本件に関連する判例として、佐賀地判平成14年4月12日（判例時報1789号113頁）、大阪高判平成19年8月24日（判例時報1992号72頁）がある。

上記佐賀地裁判決は、自治会が構成員から徴収している自治会費から宗教団体である神社等の維持及び活動のための費用を支出することは、事実上宗教上の行事への参加を強制するものであって、構成員の信教の自由を侵害し、憲法20条1項前段・2項、地方自治法260条の2第7項・8項の趣旨に反し違法であるとしたものであり、また大阪高裁判決は、赤い羽根募金などを自治会費に上乗せして徴収することは、思想信条の自由を侵害し、公序良俗に反し、無効であるとしたものである。

こうした判例に照らせば、構成員から徴収した会費を原資とする自治連合会の資金を時代祭という宗教行事のために支出することもまた、構成員の信教の自由を侵害し、違法であるという結論になることは自明のことであろう。

イ、また、憲法11条は、「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。」と規定しており、原告は、信教の自由という基本的人権の享有を妨げられないという憲法11条の規定及び信教の自由というきわめて重要な個人の精神的自

由の確保を内容とする人格権にもとづき、原告の有する信教の自由とこの自由の確保を内容とする上述した人格権を侵害する被告の違法な行為の差止を求めることができることはいうまでもない。

こうした人格権にもとづく差止請求権は、北方ジャーナル事件において、名誉侵害の被害者が人格権にもとづいて侵害行為の差止めを求めることができるとした判例（最判昭和61年6月11日、民集40巻4号872頁）をはじめ、個別実定法規で認められているか否かにかかわらず、私法上広く認められているところである。

よって、この点に関する被告の主張もまたおよそ失当といわなければならない。

ウ、上述したとおり、被告の構成員である学区居住者には、西本願寺の僧侶や門信徒が少なからず存在するなど、様々な宗教（無宗教も含めて）をもち、多様な価値観や異なる思想信条を有している者が含まれていることからいえば、こうした多様性を前提としたうえで、被告の運営がなされることが求められているといわなければならない。

原告の本件請求は、こうした現代社会における被告の地域社会における活動のあり方を問うものとして重要な意義を持つものであり、被告においても真摯に検討を行うことが求められていると考える。

以上

令和4年(ワ)第2123号 時代祭資金支出違憲訴訟

原告 伊藤 要

被告 植柳自治連合会

証拠説明書

2022年12月1日

京都地方裁判所第7民事部合議にD係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 中 島 晃

弁護士 諸 富 健

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨
甲16	現在事項証明 書	原本	R3.12.21 京都地方法務 局登記官	平安神宮が神社本庁を包 括団体とする宗教法人で あること
甲17	ウィキペディ ア「時代祭」	写し	ウィキペディ ア	時代祭の行列編成が戦前 の皇国史観の影響を受け ていること
甲18	審尋調書	原本	R4.9.26 京都地方裁判 所第5民事部 裁判所書記官	原被告間の別件の仮処分 で、被告が令和4年の時 代祭行列に係る費用

					を自治連から支出しないこととしたと合意したこと
甲19	元植柳小学校跡地活用に係る契約候補事業者選定のための募集要項(抜粋)	写し	H30.7	京都市	元植柳小学校跡地活用に係り、「事前協議会」及び「三者協議会」に参加する地域住民は被告が想定されていること
甲20の1	元京都市立植柳小学校跡地活用計画の合意に関する覚書(案)	写し	R2		「元京都市立植柳小学校跡地活用計画の合意に関する覚書」を京都市及び事業者と締結する主体として被告が想定されていること
甲20の2	元京都市立植柳小学校跡地活用計画	写し	R2		自治会活動スペース等の管理・運営について被告が行うことが予定されていること

京都市左京区岡崎西天王町97番地
平安神宮

会社法人等番号	1300-05-001638	
名称	平安神宮	
主たる事務所	京都市左京区岡崎西天王町97番地	
法人成立の年月日	昭和27年12月19日	
目的等	<p>目的</p> <p>本神社は桓武天皇、孝明天皇を奉斎し公衆礼拝の施設を備へ神社神道に従って祭祀を行ひ祭神の神徳をひろめ本神社を崇敬する者及び神社神道を信奉する者を教化育成し社会の福祉に寄与しその他本神社の目的を達成するため財産管理その他の業務及び事業を行ふことを目的とする。</p> <p>本神社はその目的達成に資するため、次の事業を行ふ。</p> <p>神前結婚式に付随する事業 貸席業 物品販売業 料理店業その他の飲料店業 不動産貸付</p> <p>平成30年 3月14日変更 平成30年 3月27日登記</p>	
役員に関する事項	京都市左京区聖護院円頓美町50番地200 代表役員 鷺尾 隆久	令和 3年12月 1日就任 ----- 令和 3年12月 8日登記
公告の方法	神社の掲示場に10日間掲示して行ふ	
基本財産の総額	金2億6830万4232円	
包括団体の名称及び宗教法人非宗教法人の別	神社本庁 宗教法人	
境内建物、境内地、宝物の処分等に関する定め	役員会の議決を経て、役員が連署の上、神社本庁統理の承認を受ける	



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

令和 3年12月21日
京都地方務局
登記官

吉川利彦



出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

時代祭（じだいまつり）は、平安神宮の例大祭（10月22日）に附属する年中行事である。神宮創建と平安遷都を祝して明治時代より始められた京都三大祭りの一つ^[1]。

平安神宮の例大祭は桓武天皇の平安京遷都を記念するもので、神宮から二基の神輿（天皇の乗物をかたどった紫の鳳輦）を京都御所まで神幸させて建礼門前に仮設した行在所において祭典を執り行う。その日の午後、ふたたび平安神宮へ還御する際に、これら神輿の帰り道を先導する形で行われる風俗行列を時代祭と呼ぶ^[2]。

平安時代から幕末までの各時代の首都であった京都でしかできない祭であり、京都民が主体となる住民あげての祭りであるが、葵祭や祇園祭に比べると歴史は浅い。

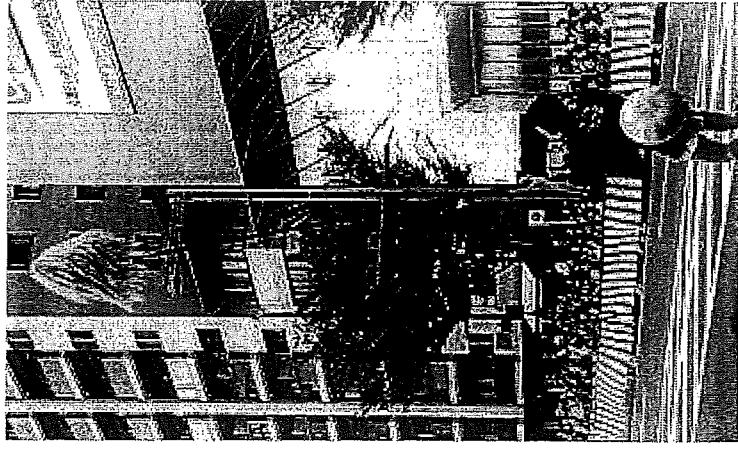
起源

1895年（明治28年）に平安神宮が創建されたのち、神宮の管理と保存のための市民組織として平安講社が作られ、その記念事業として「祭り」が始められた^[3]。祭りを盛大にするため、東京奠都以前の京都の風俗を遡る時代行列が提案され、「時代祭り」と呼ばれるようになった^[4]。初回は、創建されたばかりの平安神宮への参拝として同年10月25日に行われ、その次の回からは、「祭神である桓武天皇と孝明天皇の二柱の御霊が、住まいであった御所から街の繁栄を見ながら行列のお供を従えて神宮へ行く」形となった。開催日も桓武天皇が長岡京から都を移し新しい都に入ったとされる日、すなわち京都の誕生日とも言える10月22日となった。祭り自体は10月15日の参役宣状祭（行列の役柄任命）から、23日の後日祭までの期間行われる。

行列の編成

時代祭

Jidai Matsuri



毛槍のパウォーマンス

イベントの種類

祭り

開催時期

10月

行列は8つの時代、20の列でそれぞれに具を再現した衣装や道具を身につけ人々で行われ、最初は明治維新、ついで江戸、安土桃山、室町、吉野、鎌倉、藤原、延暦と時代を遡って続く。参加人数は約2000人、長さは2kmに及び約3時間の行程となる。先頭の名誉奉行は京都府知事、京都市長らが務める。また時代行列の後には祭り本来の主役である神幸列などが続く。

行列前方、明治維新・維新勤王隊列の鼓笛隊は官軍の山国隊で、1895年（明治28年）の第1回から大正時代までは生存していた旧山国隊の隊士とその子弟が行列に参加していたが、遊興による経済的理由及び農耕の収穫期に重なる事から数年に一度、そして不参加となり、1921年（大正10年）からは、第八社の人々によって新たに維新勤王隊が新設された。

つづく徳川城使上洛列は、大礼や年始などの際に親藩または譜代の諸侯が城使として上洛したものを再現したものである。行列の先頭には、槍持、傘持、挟箱などの奴振りがみられ、いわゆる大名行列の体をとっている。

また、明治時代から太平洋戦争終結時まで有力だった南朝を正統とする皇国史観の影響で、南北朝時代の列は「吉野時代」と称されている。かつ南北朝正閏論によって、戦前期には後醍醐天皇に叛き室町幕府を開いた足利尊氏が国賊とみなされていた歴史的経緯などもあり、室町時代の列は長らく行列から除外されていた。しかし桓武天皇1200年記念大祭を機に、2007年（平成19年）より室町時代列が新たに加えられた。

名誉奉行ほか

- 京都府知事
- 京都市長
- 京都市会正副議長
- 時代祭協賛会会長
- 京都商工会議所会頭
- 時代祭旗
- 総奉行 … 平安講社理事長



1895年（明治28年）の第1回「時代祭」



名誉奉行の馬車

明治維新時代

維新勤王隊列

平安講社第八社（中京区・朱雀学区）奉仕

維新志士列

☆ 孝明天皇百年祭を記念して1966年（昭和41年）より参加

京都青年会議所奉仕

- 桂小五郎（木戸孝允）
- 西郷吉之助（西郷隆盛）
- 坂本龍馬
- 中岡慎太郎
- 高杉晋作

七卿落

- 真木和泉
- 久坂玄瑞
- 三條実美
- 三條西季知
- 東久世通禧
- 壬生基修
- 四条隆謨

- 錦小路頼徳
- 澤宣嘉
- 吉村寅太郎
- 頼三樹三郎
- 梅田雲浜
- 橋本左内
- 吉田松陰
- 近衛忠熙
- 姉小路公知
- 三條実萬
- 中山忠能
- 平野国臣

江戸時代

徳川城使上洛列

平安講社第六社（下京区・南区）奉仕

江戸時代婦人列

京都地域女性連合会奉仕

- 和宮
- 太田垣蓮月

- 玉瀾
- 中村内蔵助の妻
- 梶
- 吉野太夫
- 出雲阿国

安土桃山時代

豊公参朝列

平安講社第十社（伏見区）奉仕

- 前田玄以
- 石田三成
- 浅野長政
- 増田長盛
- 長束正家

織田公上洛列

平安講社第五社（東山区・山科区、中京・下京区の一部）奉仕

- 立入宗継
- 羽柴秀吉
- 丹羽長秀

- 織田信長
- 滝川一益
- 柴田勝家

室町時代

☆ 桓武天皇1200年大祭の記念事業として2007年（平成19年）より参加

室町幕府執政列

平安講社第九社（右京区・西京区）の中から学区輪番奉仕

- 伊勢氏
- 足利将軍
- 細川氏
- 山名氏
- 二階堂氏

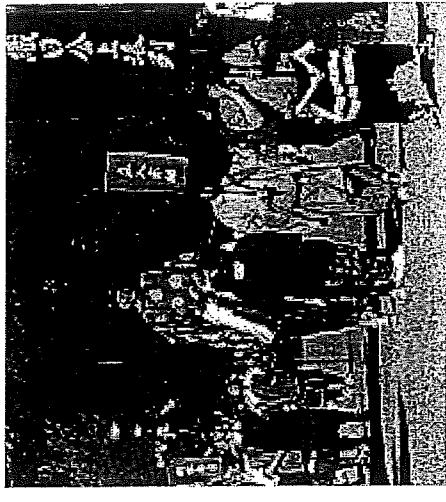
室町洛中風俗列

深草室町風俗列保存会奉仕

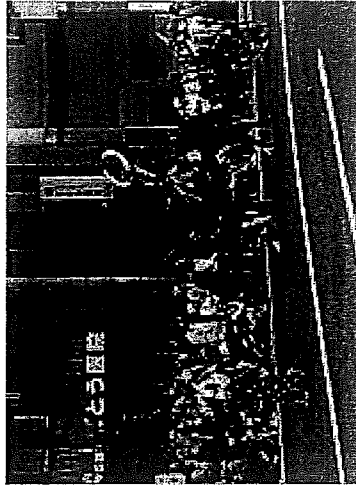
吉野時代

楠公上洛列

平安講社第九社（右京区・西京区）奉仕



織田公上洛列



織田公上洛列

- 楠木正成
- 楠木正季
- 侍大将

中世婦人列 (鎌倉・室町時代)

花街輪番奉仕

- 大原女 … 大原農協婦人会有志奉仕
- 桂女 … 桂・桂東婦人会輪番奉仕
- 淀君 (浅井長政娘 茶々)
- 藤原為家の室
- 静御前 (源義経の側室)

鎌倉時代

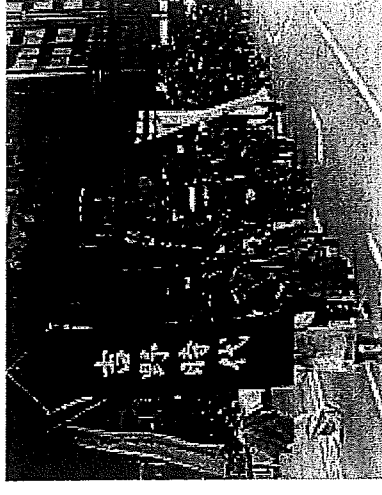
城南流鏑馬列

平安講社第四社 (中京区・下京区) 奉仕

藤原時代

藤原公卿参朝列

平安講社第三社 (上京区・中京区) 奉仕



吉野時代

平安時代婦人列

花街輪番奉仕・京都地域女性連合会奉仕

- 巴御前
- 横笛
- 紀貫之の女 紀内侍
- 常磐御前
- 清少納言
- 紫式部
- 小野小町
- 和気広虫
- 百済王明信

延暦時代

延暦武官行進列

平安講社第二社（北区・上京区・左京区・中京区の各一部）奉仕

延暦文官参朝列

平安講社第一社（北区・上京区）奉仕

神幸列

神饌講社列

京都料理組合奉仕

前列

平安講社第七社（左京区）奉仕

神幸列

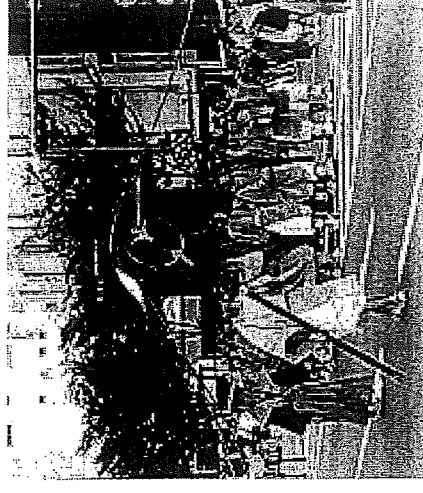
- 総長 … 平安講社総長
- 列奉行 … 平安講社副理事長

白川女献花列

白川女風俗保存会

弓箭組列

南桑田郡（亀岡市）・船井郡（南丹市）有志



神幸列

行列の順路

正午に京都御所を出発。丸太町通から烏丸通に入り南下、御池通、河原町通と京都の中心部を練り歩き、最後は三条通から神宮通に入って平安神宮に至る。約4.5キロ。

- 建礼門前行在所 ⇒ 堺町御門 ⇒ 烏丸丸太町 ⇒ 烏丸御池 ⇒ 河原町御池 ⇒ 河原町三条 ⇒ 三条大橋 ⇒ 東山三条 ⇒ 三条神宮道 ⇒ 慶流橋 ⇒ 平安神宮

年表

- 1895年 (明治28年) 10月25日 : 第一回時代行列執行 (六列)。
- 1903年 (明治36年) : 雨天順延。23日に執行。
- 1910年 (明治43年) : コレラ発生のため、延期。11月7日に執行。
- 1912年 (大正元年) : 明治天皇崩御のため、諒闇中止。
- 1915年 (大正4年) : 大正天皇大礼のため、延期。11月12日に執行。
- 1916年 (大正5年) : コレラ発生のため、延期。11月12日に執行。
- 1917年 (大正6年) : 神宮道に観覧席を設置。
- 1920年 (大正9年) : 雨天懸念のため、順延。23日に執行。
- 1921年 (大正10年) : これまで前列を担当していた新洞・錦林の二区が独立して第七社を、山国隊に代わり朱雀学区が第八社を組織し維新勤王隊となる。
- 1923年 (大正12年) : 関東大震災のため、中止。
- 1928年 (昭和3年) : 昭和天皇御大典のため、延期。11月12日に執行。
- 1932年 (昭和7年) : 第九社 (楠公上洛列)、第十社 (豊公参朝列) を増設。集合出發場所が京都市役所から京都御苑となり、行在所は富小路門内となる。
- 1933年 (昭和8年) : 昭和天皇行幸のため、延期。25日に執行。
- 1937年 (昭和12年) : 日中戦争 (日華事変) 勃発のため中止。
- 1944年 (昭和19年) : 太平洋戦争 (大東亜戦争) の激化、及び終戦後の混乱等のため、1949年 (昭和24年) まで中止。
- 1950年 (昭和25年) : 時代祭復興。この年から婦人列が加わる。
- 1953年 (昭和28年) : 婦人列を新編成。衣裳を整備。
- 1954年 (昭和29年) : この年から、新たに編成された婦人列が追加される。
- 1958年 (昭和33年) : 雨天順延。23日に執行。
- 1962年 (昭和37年) : この年から、御池通を通過するコースに変更。

- 1966年 (昭和41年) : 京都青年会議所奉仕による維新志士列が加わる。
- 1971年 (昭和46年) : この年から、名誉奉行として京都市長、及び京都市会正副議長が参加。
- 1972年 (昭和47年) : 雨天順延。23日に執行。
- 1974年 (昭和49年) : 雨天順延。23日に執行。
- 1981年 (昭和56年) : 雨天順延。23日に1時間繰り下げて執行。
- 1985年 (昭和60年) : この年から、名誉奉行として京都府知事が参加。
- 1987年 (昭和62年) : この年から、名誉奉行として時代祭協賛会会長、及び京都商工会議所会頭が参加。この年から、川端通を通るコースから河原町通を通るコースへ変更。
- 1988年 (昭和63年) : 昭和天皇病床 (御重篤) につき中止。
- 1994年 (平成6年) : 平安神宮・時代祭百年記念行列「平安京顕彰列」参加。この年のみ、婦人列に奏楽を加える。
- 1998年 (平成10年) : 京都市・パリ市友好姉妹都市40周年記念時代祭行列。パリにて7月25日巡行・ガリエラ古代美術館で「時代祭衣裳展」を開催
- 2000年 (平成12年) : 江戸時代婦人列奉仕の花街に代わり、京都市地域女性連合会の奉仕始まる。時代祭百年に参加した百済王明信を復活させ、併せて奉仕。この年から、徳川城使上洛列目附頭役が騎馬となる。
- 2001年 (平成13年) : 雨天順延。23日に執行。江戸時代婦人列の和宮の衣裳を変更し、近世女房装束となる。
- 2002年 (平成14年) : 名誉奉行として京都府警本部長が参加。
- 2003年 (平成15年) : 馬奉行役として京都馬主協会が参加。
- 2007年 (平成19年) : この年から、室町時代列が参加。第九社 (室町幕府執政列) ・深草室町風俗保存会 (室町洛中風俗列) 奉仕。
- 2011年 (平成23年) : 雨天順延。23日に執行。
- 2017年 (平成29年) : 台風接近のため中止。本来は23日へ順延の予定だったが、台風の影響が残るとして予備日も中止となった。記録が残るものとして、天候悪化を理由に予備日を含めて完全中止されたのは初であった。
- 2019年 (令和元年) : 本来開催日の22日が今上天皇 (令和) 即位の礼実施により、それと日程が重複することを避けるため、同年に限り26日へ変更して実施

- 2020年（令和2年）： 新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大防止等の影響で行列の中止し、神事を縮小。

その他

- 祇園祭の山鉾巡行の際は、巡行コース中にある京都市電は運休となり、電車の架線も巻き上げられていたが、時代祭りの際は、1997年まではその祭礼コース中にある京都市電、及び京阪電気鉄道京津線は運休とならず、祭礼行列と一緒に走っていた。

脚注

1. ^ “古都の秋に華麗な行列 京都・時代祭 (<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO3675110S8A021C1AC1000>)”。日本経済新聞 (2018年10月22日)。2021年1月7日閲覧。
2. ^ 岡田精司『京の社：神と仏の千三百年』 塙書房、2000年。
3. ^ “秋の古都、華麗な歴史絵巻 京都・時代祭 (<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO51439590W9A021C1AC1000>)”。日本経済新聞 (2019年10月26日)。2021年1月6日閲覧。
4. ^ 「年中行事事典」 p359 1958年（昭和33年）5月23日初版発行 西角井正慶編 東京堂出版

関連項目

- 鞍馬の火祭：同日の夜に行われる。
- 京阪電気鉄道
 - 8000系：2階建て車両に時代祭行列絵図が描かれている。
 - 三条駅：改札口の地下コンコースの壁面に時代祭行列絵図が描かれている。

審尋調書(第2・和解)

事件の表示 令和4年(ヨ)第189号
期 日 令和4年9月21日午前11時00分
場 所 京都地方裁判所第5民事部審尋室
裁 判 官 酒 本 雄 一
裁判所書記官 森 昌 一
出頭した当事者等 債 権 者 伊 藤 要
債権者代理人 中 島 晃
同 諸 富 健
債務者植柳自治連合会代表者会長
宇 野 健 藏
債務者代理人 湯 川 二 朗
審 尋 の 要 領

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

第2 申立ての表示

申立ての趣旨及び理由は仮処分命令申立書に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 和解条項

別紙のとおり

裁判所書記官 森 昌 一

別紙

当 事 者 目 録

京都市下京区新町通北小路下る辰巳町756番地1

債 権 者 伊 藤 要

同代理人弁護士 中 島 晃

同 諸 富 健

京都市下京区新町通花屋町上る良町846

債 務 者 植柳自治連合会

同代表者会長 宇 野 健 藏

同代理人弁護士 湯 川 二 朗

別 紙

和 解 条 項

- 1 債権者は、債務者に対し、植柳自治連合会（以下「自治連」という）を構成する学区居住者個々人の信教の自由を侵害することがないように、時代祭行列に関する費用を自治連から支出しないことを申し出た。
- 2 債務者は、債権者の申出を真摯に受け止め、令和4年の時代祭行列に係る費用を自治連から支出しないこととした。
- 3 債権者と債務者は、今後、学区居住者の信教の自由を侵害することのないように自治連と宗教行事との関係について必要な協議を行うものとする。
- 4 債権者と債務者は、本和解により令和4年（ヨ）第189号時代祭資金支出差止仮処分を終了させることを合意する。
- 5 本件申立費用は各自の負担とする。

以 上

これは正本である。

令和4年9月26日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 森 昌

元植柳小学校跡地活用に係る
契約候補事業者選定のための募集要項

平成30年7月
京 都 市

目 次

《募集要項本文》

1	はじめに	1
2	本物件の概要	2
3	募集対象とする事業	11
4	応募資格	11
5	活用条件	12
6	応募手続	18
7	契約候補事業者の選定方法	21
8	契約候補事業者選定後の手続	22
9	貸付契約等に係る事項	24
10	貸付料及び保証金	26
11	その他	28
12	スケジュール	28
13	問合せ先	28
	(参考) 学校跡地活用における市民等の利用促進等に係る措置基準について	29

《別紙及び様式》

(別紙1)	設計図書等借受申込書	31
(別紙2)	現地測量実施申込書	32
(別紙3)	提出書類一覧	33
[様式1-1]	応募申込書	35
[様式1-2]	構成員調書	36
[様式1-3]	事業費概算書(初期投資)	37
[様式1-4]	初期投資に伴う資金調達計画書	38
[様式1-5]	長期損益計画書(基礎資料)	39
[様式1-6]	事業の実施実績及び活用計画と同種事業の運営実績	40
[様式1-7]	暴力団排除条例に関する誓約書	41
[様式2-1]	活用方針①～⑨	42
[様式2-2]	施設の整備方法	51
[様式3]	貸付希望価格書	52
(別紙4)	審査項目及び審査基準	53

1 はじめに

国内外の文化交流とまちの賑わいの創出～新たな地域の拠点づくりに向けて～

本要項は、「学校跡地の長期・全面的な活用に関する提案の募集要領」に基づき、市民の貴重な財産である元植柳小学校跡地を活用し、まちづくりのパートナーとして、京都ならではの価値を生かす取組を地域と共に深化させ、「京都市全体のまちづくり」に寄与する民間等事業者を選定するために、必要な事項を定めたものです。

元植柳小学校は、明治2年、「まちづくり」は「ひとづくり」であるという町衆の熱意と信念によって、近代学校制度の始まりである「学制」の発布を前に、全国に先駆けて、前身である下京第十九番組小学校が開校しました。

学校のある植柳地域は、京都の玄関口である京都駅からのアクセスに優れた立地にあるとともに、長岡京から平安京への遷都とともに開かれた歴史ある地域であり、国内外から多くの人々が訪れる本願寺の門前町として発展してきました。

開校以来、長きに渡り、地域と学校が支え合いながら、地域に根差した学校運営が営まれてきましたが、児童数が減少する中で、切磋琢磨して児童が成長することができる環境の整備を願い、地域の皆様の御英断により、学校統合の道が選ばれました。

平成22年4月、元植柳小学校を含む小学校3校の統合により、新たに下京渉成小学校が誕生し、元植柳小学校は140年に及ぶ歴史に幕を閉じましたが、今もなお、人々が集い・交流し、絆を深める「まちづくりの拠点」として、地域にとって重要な役割を果たしています。

しかし、老朽化により校舎の耐震性能が不足しており、地域の防災拠点としての機能も果たすためには、耐震改修などの施設の再整備が必要不可欠となっています。

こうした中、平成30年2月、植柳学区自治連合会から提出された要望書を踏まえ、京都市として、植柳地域の更なる活性化を図り、下京区全体の発展につなげるため、この度、「国内外の文化交流とまちの賑わいを創出する施設」として再整備し、より良い提案を行う事業者を選定するプロポーザルを実施することとしました。

元植柳小学校の跡地活用を契機に、新たなまちづくりの拠点を創出する知恵と工夫に満ちた御提案をお待ちしております。

2 本物件の概要

(1) 土地

所在・地番	京都市下京区西洞院通花屋町下る西洞院町466番 同区東中筋通花屋町下る柳町330番
位置	・京都市バス「西洞院正面」バス停下車すぐ ・京都市営地下鉄「五条駅」から約760m ・「京都駅」から約900m
地積	4,697.47㎡(実測面積)
公法上の規制等	・近隣商業地域(指定建ぺい率80%, 指定容積率300%) ・15m第3種高度地区 ・歴史遺産型美観地区(本願寺・東寺界わい景観整備地区) ・近景デザイン保全区域(本願寺(西本願寺), 東本願寺)に係る事前協議区域 ・遠景デザイン保全区域(清水寺, 慈照寺(銀閣寺), 大文字山からの市街地) ・準防火地域 ・一般遺跡に順じる遺跡(埋蔵文化財)

(2) 建物

ア 建物一般

所在地	京都市下京区西洞院通花屋町下る西洞院町466番 同区東中筋通花屋町下る柳町330番
建築時期	昭和11年, 昭和34年, 昭和42年, 昭和44年
留意事項	既存建物は, 耐震性能を有していないため, 保存する場合は, 耐震診断を実施し, 適切な耐震改修を行ってください。

イ 建物別

用途	概則延床面積(㎡)	構造	建築年	階数	耐震強度(Is値)	耐震改修
①校舎(管理棟)	488	RC	S34	地上2階	0.46	未改修
②体育館	389	S	S11	地上1階	—	未改修
③校舎(南校舎)	918	RC	S42	地上4階	0.41	未改修
④校舎(北校舎)	1,797	RC	S44	地上4階	0.22	未改修
⑤倉庫	20	CB	S45	地上1階	—	—
⑥倉庫	13	CB	不詳	地上1階	—	—
⑦倉庫	12	木造	不詳	地上1階	—	—
その他	受水槽(機械室)					

備考 耐震強度(Is値)については, 本市が実施した耐震診断調査による参考値です。
既存建物を保存する場合は, 事業者において耐震強度の確認をお願いします。

(3) 附属物

現在、敷地内には、ア～ウの設備等が設置されています。それぞれの取扱いについては、次のとおりです。

ア 夜間照明柱（4本）〈京都市〉

夜間照明は、自治会活動が夜間にも実施されていることから、事業者による活用後も引き続き必要となりますので、既存の夜間照明柱を残置していただくか、新たに夜間照明を整備していただく必要があります。

夜間照明を新たに整備する場合は、既存の夜間照明柱の撤去も含めて、事業者の負担で実施していただくこととなります。

イ 防火水槽（1基）〈京都市〉

防火水槽は、地域の防災機能を有していることから、事業者による活用後も、その機能を継続する必要がありますので、既存の防火水槽を残置していただくか、新たに同規模以上の防火水槽を整備していただく必要があります。

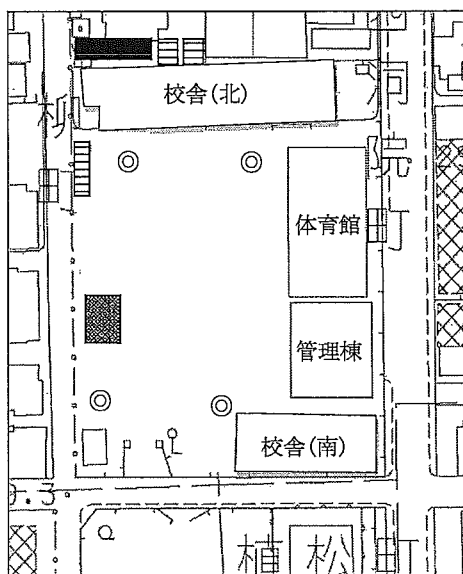
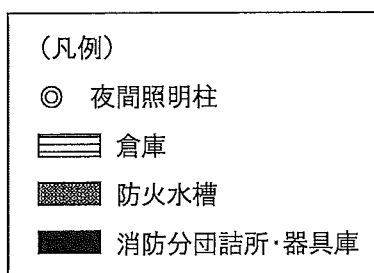
新たに防火水槽を整備する場合は、既存の防火水槽の撤去も含めて、事業者の負担で実施していただくこととなります。

ウ 消防分団詰所・器具庫〈植柳消防分団〉

敷地内には、植柳消防分団が所有する消防分団詰所・器具庫（建築面積約40㎡）が設置されており、地域の消防活動の拠点施設となっておりますが、既存施設は耐震性が不足しています。

活用に当たっては、事業者の負担により既存施設の耐震化を行うか、既存施設を除却のうえ、敷地内に新たな施設を整備していただくこととなります。

(設備等位置図)

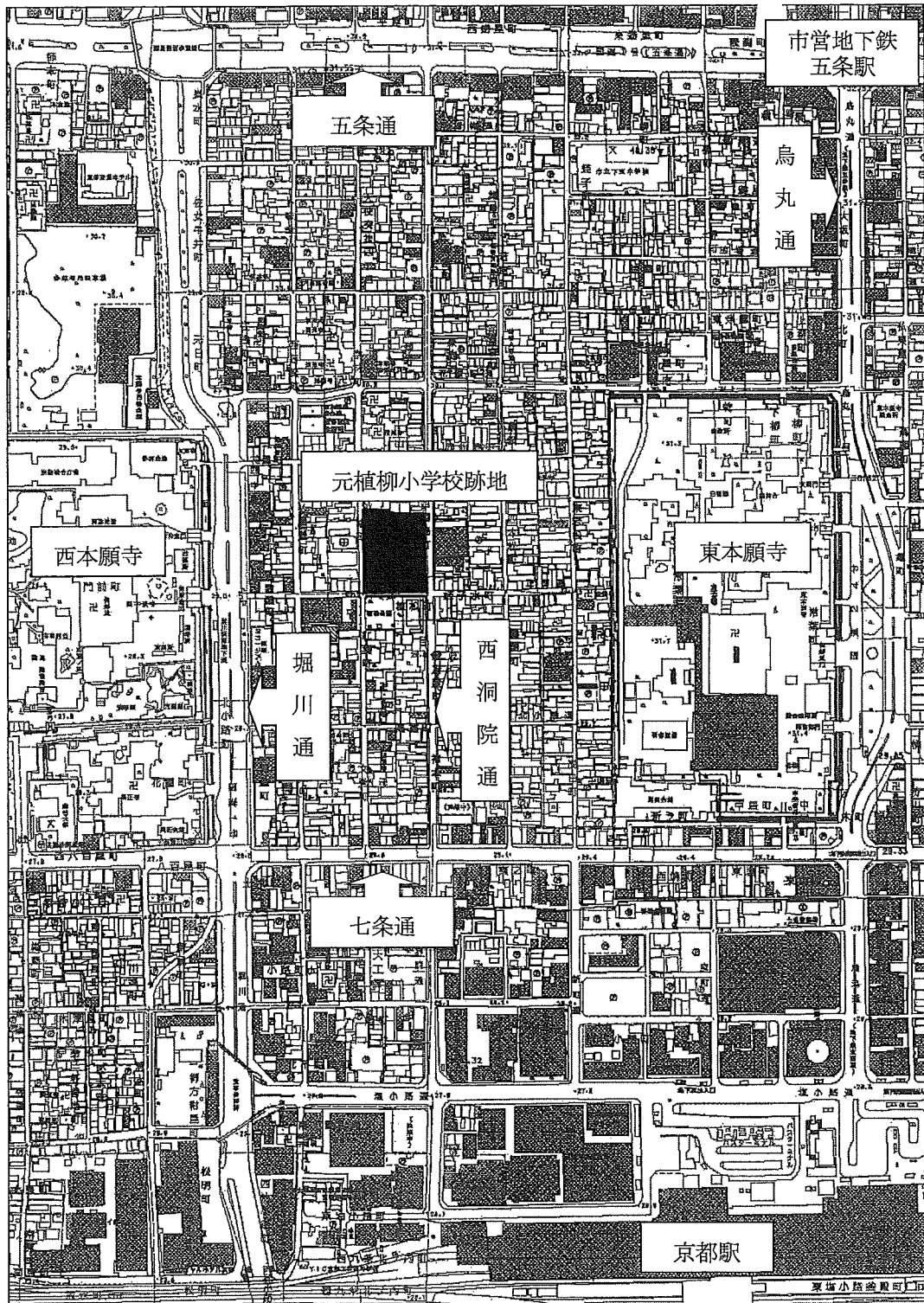


(4) 地域住民による主な施設の利用状況

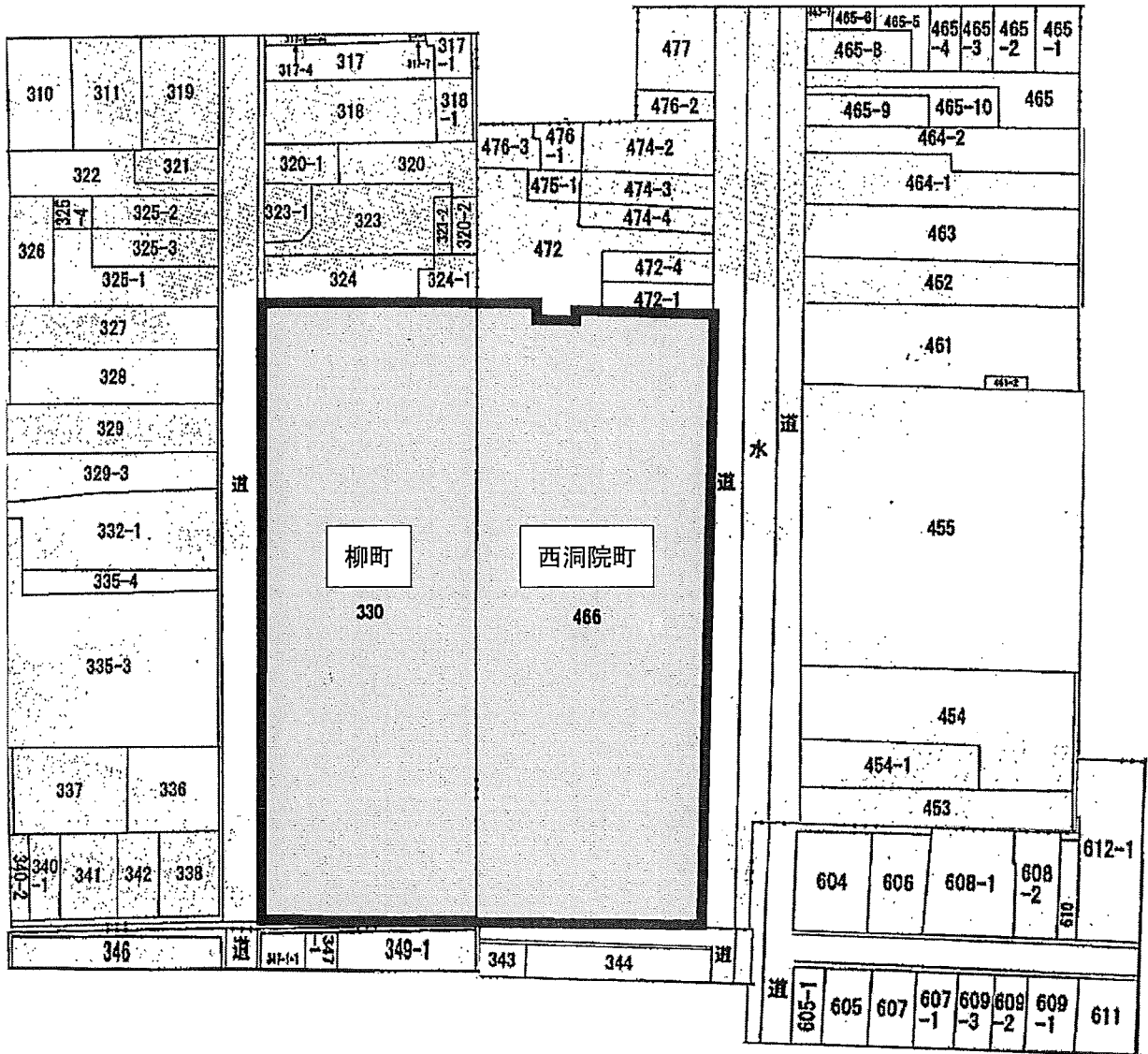
用途	施設	利用頻度
バレーボール	体育館	1回/週
ソフトバレーボール		1回/週
バドミントン		1回/週
卓球, 少年卓球		2~3回/週
グラウンドゴルフ	グラウンド	2~3回/週
テニス		1回/週(4~12月)
ペタンク		2回/週(3~12月)
消防分団訓練	グラウンド	不定期・夜間
防災訓練	体育館, グラウンド	1回/年
運動会	体育館, グラウンド	1回/年
春祭り	体育館, グラウンド	1回/年
夏祭り	体育館, グラウンド	1回/年
敬老会	体育館	1回/年
餅つき大会	グラウンド	1回/年
各種団体による集会等	職員室, ふれあいサロン等	20~30回程度/月

※ この表に掲げるもののほか、本市事業（各種選挙の投票所等、市民検診、資源ごみ拠点回収等）で地域住民が深く関わる利用があります。

■ 周辺地図



合成公図



8 契約候補事業者選定後の手続

(1) 基本協定の締結

契約候補事業者となった者と本市との間で、概ね次の事項を記載した基本協定を締結します。

ア 契約候補事業者は、貸付契約の締結までの手続において独占的に本市及び自治連合会等との協議に参加することができること。

イ 契約候補事業者は、本市及び地域住民との三者による事前協議会において合意を得たときは、合意内容の履行を条件として契約の相手方となること。

ウ 契約候補事業者は、具体的な活用の計画案の提示、必要な資料の調製、プレゼンテーションの実施その他の合意を得るために必要な作業を自らの負担により行わなければならないこと。

エ 次に掲げる場合、基本協定は解消されること。

(ア) あらかじめ設定した期限までに、貸付契約の内容について合意を得られなかったとき、又は契約候補事業者若しくは本市が合意を得る見込みがないと判断するとき。

(イ) 契約候補事業者又は本市の都合により、活用の手続が継続できないこととなったとき。

(ウ) 基本協定の解消について、本市と契約事業者が合意したとき。

(エ) 契約候補事業者が「4 応募資格」に規定する要件に該当する等、プロポーザルの手続において定める資格を失ったと認められるとき。

(オ) その他止むを得ない事由が発生したとき。

※ 基本協定を解消したときは、事業者選定手続において、解消された基本協定に係る契約候補事業者の次に評価の高かった者を契約候補事業者とすることがあります。この場合においては、新たな基本協定を締結し、改めて事前協議会における協議を開始することとします。当該新たな基本協定が解消されたときも同様とします。

オ その他手続に必要な事項

(2) 事前協議会への参加及び合意形成

基本協定に基づき、概ね次の事項について本市及び地域住民との間で事業者の具体的な提案をもとに意見を調整し、具体的な事業計画等を策定するため、本市及び地域住民との三者による事前協議会を設置します。

契約候補事業者となった者は、これに参加し、合意形成に向け、必要な資料の作成、説明、交渉等を行っていただくこととします。

- ア 施設整備の内容及び工事等の施工の方法
- イ 事業の運営の内容
- ウ 地域への配慮事項の具体化の方法、内容
- エ スケジュール

※ 契約候補事業者の他に関係者がある場合は、必要に応じ、事前協議会への出席、協議への参加を求めることがあります。

※ 事前協議会では、本市及び地域住民のほか、必要に応じて学識経験者等の意見聴取などを行うことがあります。

※ 事前協議会での協議に基づき、「京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例」や「京都市環境影響評価等に関する条例」など、関係法令に基づく手続（該当の有無についての確認を含む。）を行ってください。

(3) 地元利用等の調整

計画の具体的内容についての合意があった場合に、地域住民その他の事業者以外の者による施設の利用により、施設の一部について事業者の利活用が困難と認められる場合は、これを踏まえた内容の契約を締結することとします。

(4) 契約金額の決定

契約金額は、事業者からの希望価格に基づき決定します。ただし、地元利用等の調整を行った部分について、減額する場合があります。

(5) 契約締結

計画の内容、契約金額等の契約の内容について本市との間で合意に達したときは、速やかに契約（定期借地権設定の場合の定期借地権設定合意書を含む。）を締結します。

※ 契約候補事業者の他に関係者がある場合は、本市、契約候補事業者、及び関係者との間で覚書等を締結し、運営の条件、次号に規定する三者協議会への参加等を約定することとします。

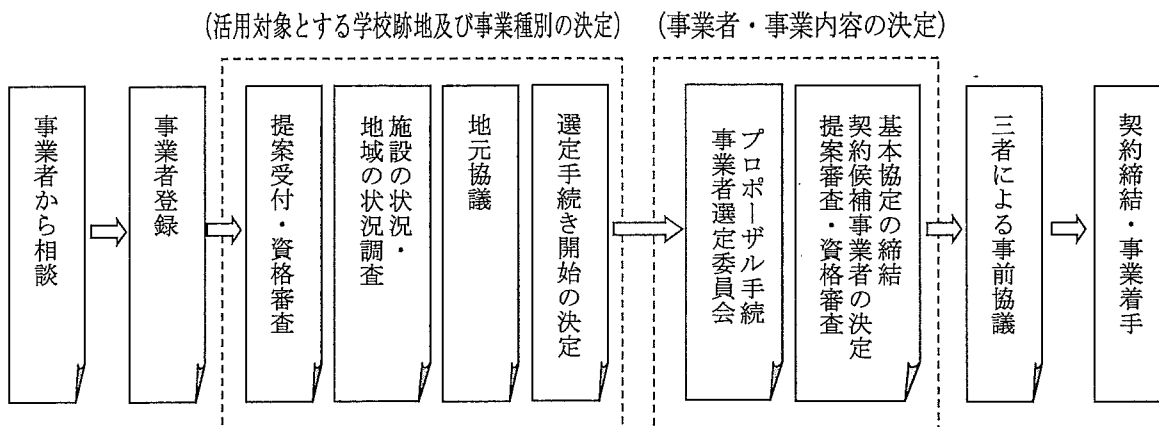
(6) 三者協議会の設置

契約締結後、契約期間の終了までの間は、施設整備、運営方法等について常時協議するため、事業者において、本市及び地域住民との三者により構成する三者協議会を設け

ていただくこととします。また、契約事業者の他に関係者がある場合は、三者協議会への参加を義務付けることがあります。

なお、三者協議会の設置、運営に係る経費は、契約事業者の負担とします。

＜参考＞フロー図



9 貸付契約等に係る事項

(1) 費用の負担

施設整備、事業実施（これに伴う埋蔵文化財の発掘を含む。）、施設運営等に係る一切の経費は、事業者の負担とします。

また、三者協議会の開催に必要な経費、公正証書の作成費用その他この契約の締結に必要な経費も事業者の負担とします。

(2) 瑕疵担保

ア 土地

(ア) 本件土地に学校の設置・管理に起因する地下埋設物、土壌汚染等の存することが判明したときは、本件土地の引渡し後2年間に限り、これらの処理に要する費用について、合理的な範囲内で本市が負担することとします。

(イ) 上記(ア)に掲げるもののほか、事業者は、貸付契約の締結後、貸し付けた土地に数量の不足その他の隠れた瑕疵のあることを発見しても、貸付料の返還若しくは減免又は損害賠償の請求をすることができないものとします。

イ 既存建物

(ア) 既存建物にアスベスト（石綿）又はPCBが用いられていることが判明したときは、既存建物の引渡し後2年間に限り、これらの処理に要する費用について、合理的な範囲内で本市が負担することとします。

(案)

元京都市立植柳小学校跡地活用計画の合意に関する覚書

京都市（以下「甲」という。）、安田不動産株式会社（以下「乙」という。）及び植柳自治連合会（以下「丙」という。）は、「元京都市立植柳小学校跡地の活用事業に関する基本協定書」に基づき、協議の結果、以下の内容について合意したことを確認し、京都ならではの価値を生かすまちづくりを共に深化させるパートナーとして、この覚書を締結する。

この覚書の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙はそれぞれ署名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年（2020年） 月 日

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市
代表者 京都市長

乙 東京都千代田区神田錦町2丁目11番地
安田不動産株式会社
代表者 代表取締役

丙 京都市下京区
植柳自治連合会
代表者 会長

(信義誠実の義務)

第1条 甲、乙及び丙は、相互に協力し、信義を重んじ、誠実に、この覚書を遵守しなければならない。

(活用計画)

第2条 甲、乙及び丙が合意した活用計画は、別紙「元京都市立植柳小学校跡地活用計画（以下「活用計画」という。）」のとおりとする。

(三者協議会の設置)

第3条 活用計画の実行に必要な協議を行うため、甲、乙及び丙を構成員とする三者協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、甲と乙が締結する定期借地権設定契約の賃貸借期間が存する間、設置するものとする。

(協議事項)

第4条 協議会における協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 各種施設の整備及び管理運営に関すること
- (2) 活用計画の変更、修正等に関すること
- (3) その他協議会において必要と認めた事項

(協議会の運営)

第5条 協議会は、乙が主宰する。

- 2 乙は、協議会を開催しようとするときは、書面により構成員に通知するものとする。
- 3 協議会の開催に必要な経費は、乙が負担する。
- 4 協議会の構成員のうち、いずれかが協議会の開催を求めた場合、他の構成員は速やかに協議会が開催できるよう協力するものとする。

(その他)

第6条 この覚書に定めるほか、詳細については、協議会において協議のうえ、決定する。

元京都市立植柳小学校跡地活用計画

1. 基本方針

- ① 安田不動産株式会社は、元京都市立植柳小学校跡地において、京都の伝統文化や伝統産業品を積極的に活用し、日本とタイの「おもてなし」文化の融合により、新たな国際交流が生まれる質の高い宿泊施設を整備することにより、国内外の文化交流とまちの賑わいの創出に努める。
- ② 安田不動産株式会社は、元京都市立植柳小学校が、植柳自治連合会の自治会活動の拠点としての役割を果たしてきたという歴史的な経緯を尊重し、施設の整備後も、自治会活動の継続や災害時の避難場所としての機能維持に十分に配慮する。
- ③ 安田不動産株式会社は、元京都市立植柳小学校跡地の活用を通じ、伝統文化・伝統産業の振興、正規雇用の確保、市内事業者の活用を実現するよう努める。
- ④ 京都市、安田不動産株式会社及び植柳自治連合会は、元京都市立植柳小学校跡地の活用を通じ、本願寺門前町の伝統が色濃く残る植柳地域の新たなまちの魅力を創出するとともに、地域コミュニティの活性化を図るため、相互に協力する。

2. 施設内容

(1) 全体概要について

- ① 既存建物については除却のうえ、敷地南側に地下2階、地上4階建ての宿泊施設棟を整備する。
- ② 自治会活動スペースについては、敷地北側に集約のうえ、避難所機能を備えた地上2階建て（一部、半地下）の地域施設棟を整備する。
- ③ 敷地の南に位置する植松公園内のプールを撤去し、公園機能を拡充させるとともに、地域住民が参画したワークショップを踏まえて取りまとめられた方針に基づき、幅広い世代が利用する地域の憩いの場として整備する。
- ④ 災害時には、地域施設棟に加え、宿泊施設棟のロビー等を可能な限り開放するなど、地域の防災拠点としての機能の拡充を図る。
- ⑤ 地域施設棟の自治会活動に伴う施設利用料は無償とし、当該施設の利用に伴う光熱水費は、植柳自治連合会が負担する。
なお、支払方法については、三者協議会において協議のうえ決定する。
- ⑥ 宿泊施設の運営管理については、安田不動産株式会社又は同社が指定する管理会社が行うものとする。
- ⑦ 地域施設棟の日常の管理については、植柳自治連合会が行うものとする。
なお、地域施設棟の修繕・改修などの負担区分については、三者協議会において協議のうえ決定する。

(2) 自治会活動スペース等について

- ① 地域施設棟の各階に、次のとおり、施設を配置する。

(2 階)	自治会館、屋内運動場
(1 階)	地域サロン、消防分団詰所・器具庫
(半地下)	地域活動倉庫、防災備蓄倉庫、自転車駐輪場

- ② 災害時の指定避難所及び指定緊急避難場所は、地域施設棟 2 階の屋内運動場とする。
- ③ 消防分団詰所・器具庫は、西洞院通に面する場所に設置し、円滑な消防活動の実施に十分配慮した計画とする。
- ④ 植松公園を地域の憩いの場として再整備し、広場スペースにおいて夏祭り等の地域のイベントを実施するなど、子供から高齢者まで幅広い世代が利用する、地域住民の交流の場としても活用する。
- ⑤ 元京都市立植柳小学校に存する地域の思い出の品等については、三者協議会において協議のうえ、保存方法等を決定する。

(3) 工事期間中について

- ① 工事期間中は、仮設現場事務所の一部を安全に配慮し、工事に支障のない範囲で植柳自治連合会に提供するなど、自治会活動の継続に十分配慮する。
- ② 講堂は、2020年10月まで現状有姿で保存し、時代祭が執り行われた後に解体する。ただし、工事期間中は、時代祭の準備に使用する場合を除き、安全面を考慮し、使用できないものとする。
- ③ 工事期間中に発生した諸問題については、起因に関して調査を行い、誠実に対応する。

3. その他

上記に定めるもののほか、活用計画を実施するに当たり、協議すべき事項が発生した場合は、三者協議会において、誠実に協議する。

施設配置概略図

2階 屋内運動場
半地下 地域活動倉庫、防災備蓄倉庫、自転車駐輪場

2階 自治会館
1階 地域サロン、消防分団詰所・器具庫

地域施設
駐輪場出入口

地域施設
主出入口

宿泊施設
出口(車)

宿泊施設
主出入口
(車入り)
(人 出入り)

宿泊施設

東中筋通

西洞院通

正面通

植松公園

※公園全体を再整備

既存プールを撤去

